

横浜市崖地防災対策工事助成金交付要綱

制 定 平成 19 年 3 月 28 日 まち宅企第 453 号（副市長決裁）
最近改正 令和 8 年 4 月 1 日 建建防第 4249 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、崖崩れの発生が予想される崖又は人工崖（以下「崖等」という。）や崖崩れが発生し二次災害の危険性が予想される崖等に対し、所有者等が防災を目的とした対策工事を行うために、必要となる費用の一部を助成することにより、市民の生命・身体を守り、安全で災害に強いまちづくりを進めることを目的とする。

2 対策工事にかかる費用への助成については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）崖

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号。以下「盛土規制法施行令」という。）第 1 条第 1 項で規定されるものをいう。

（2）人工崖

擁壁の設置及び切土等の人の手が加えられた崖（高さ 1.5 メートル程度のすそ切り及び崖面に殆ど手を加えずに設置した簡易な工作物は除く。）をいう。

（3）崖地

崖等及びこれが崩れた場合に被害を受けるおそれのある隣接土地をいう。

（4）崖崩れ

崖等における土砂の流出又は崩壊をいう。

（5）所有者等

崖地の所有者又は占有者及び、崖等が崩れた場合、被害を受けるおそれのある隣接土地の所有者又は占有者をいう。

（6）防災対策工事

所有者等が行う、崖崩れ災害を未然に防ぐ工事又は崖崩れ発生箇所の復旧工事をいう。これらの工事は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）に定める基準に適合した擁壁工事、切土・盛土工事又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号以下「土砂法」という。）に基づき指定された土砂

災害警戒区域若しくは土砂災害特別警戒区域の全部若しくは一部を解除するための法枠工事等とする。

- (7) 崖等の高さ
崖等の下端（地盤面）から上端までの高さとし、対策工事を実施する前のものをいう。
- (8) 崖等の位置
崖等の上端と下端の水平投影面上の区間をいう。
- (9) 一連の崖等
次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 所有者が同一である盛土規制法施行令第1条第3項に規定する崖等
 - イ 所有者が同一である連続した崖等
- (10) 被災想定家屋
崖等の下端からの水平距離が、崖等の高さの2倍以内、又は崖等の上端からの水平距離が、崖等の高さの1倍以内にある居住の用に供する建築物をいう。
- (11) 道路等
横浜市防災計画に位置付けられた避難場所等に通ずる以下に掲げる道路等をいう。
 - ア 道路法による道路
 - イ 法第42条に規定する道路及び第43条第2項に基づく空地
 - ウ その他これらに類するもので市長が認めるもの
- (12) 道路等に被害が及ぶ恐れがある崖地
崖等の下端からの水平距離が、崖等の高さの2倍以内、又は上端からの水平距離が、崖等の高さの1倍以内に道路等がある崖地をいう。
- (13) 交付決定
助成金の交付の決定をいう。
- (14) 即時避難指示対象区域等
土砂災害警戒情報（気象業務法（昭和27年法律第165号））が発表された際に、市が避難指示（災害対策基本法（昭和36年法律第223号））を行う区域、又は風水害等により崖崩れが発生し、避難指示が出され復旧を急ぐ必要がある崖地をいう。

（助成対象地）

第3条 助成対象地は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 被災想定家屋が存在する崖地又は道路等に被害が及ぶおそれがある崖地
 - (2) 崖等の高さが2メートルを超えるもの（道路等に被害が及ぶおそれがある崖等については、道路面から上方1メートル又は下方2メートルを超えるもの）
- 2 道路等に面しない崖地において、助成金の交付申請時に被災想定家屋が存在しない場合及び申請後に建て替え等を行う場合は、完了報告書（第13号様式）に被

災想定家屋となる新築住宅の建築工事請負契約書（写）、中間検査合格証（法第7条の3第5項又は第7条の4第3項）（写）又は検査済証（法第7条第5項又は第7条の2第5項）（写）のいずれかを添付することを条件として、助成対象地とする。

（助成対象地の除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成対象地から除く。

- (1) 法第9条第1項の規定に基づく命令、盛土規制法第39条第1項から第3項又は都市計画法（昭和43年法律第100号。）第81条第1項に基づく監督処分を受けている崖地
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）その他関係法令に違反している崖地
- (3) 人工崖で、工事施工後20年を経過していない崖地（相当の危険がある場合を除く。）
- (4) 本申請における対象工事が、他の助成金の交付申請を行う又は交付決定を受けた崖地
- (5) 助成申請者（以下「申請者」という。）が自ら所有又は占有等している営利を目的とした敷地等の中にある崖地及びその敷地等に面する崖地
- (6) その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した崖地

（助成申請者）

第5条 申請者は、営利を目的としない個人又は法人である助成対象地の所有者等とする。なお、助成対象地の占有者等又は崖地の隣接土地所有者若しくは占有者等が申請する場合は、当該地の所有者から対策工事の施工、その後の維持管理、助成金の受領、及び要綱第22条の財産処分の制限について承諾を得ていることを条件とする。

2 助成対象地である崖地を複数の個人又は法人が所有している場合は、当該地の所有者の中から選任された代表者又は連名による申請とする。なお、代表者による申請の場合は、申請、対策工事の施工及び助成金の受領について、他の所有者全員の承諾を得るものとする。

3 前項にかかわらず、助成対象地において建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）が適用される場合は、第3条に基づく管理者を申請者とする。なお、この場合は、申請、対策工事の施工及び助成金の受領について、当該法令に基づき、集会における議決を得るものとする。

4 助成対象地が一連の崖等の場合、申請は一度しか認めないものとする。ただし、助成対象地の占有者等又は崖地の隣接土地所有者若しくは占有者等が申請者とな

る場合（ただし、同一人の申請は一度しか認めない）又は対策工事の着手前に第12条第3項による申請の取止め又は第12条第5項による取下げを行う場合はこの限りでない。

5 申請者は、助成対象地を第7条第1項の規定による助成金の交付申請時に所有しているものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者についてはこの限りではない。

- (1) 崖地の占有者等又は崖地の隣接土地所有者若しくは占有者等
- (2) 相続又は売買により当該土地を所有することが確実である等と市長が認める者

（助成対象工事）

第6条 助成を受けることのできる対策工事は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 法若しくは盛土規制法が定める基準に適合した高さが2メートルを超える擁壁工事（道路等に被害が及ぶおそれのある崖地においては、道路面から上方1メートルを超えるもの）、盛土規制法が定める基準に適合した擁壁の設置を要しない切土若しくは盛土工事又は土砂法により指定された区域の全部若しくは一部を解除できる法枠工事等
- (2) 前号の工事に伴い生じる付帯工事
- (3) 原則として、造成行為等の実施後に崖等の高さや位置が変わらない工事（崖崩れの防止を目的とする機能に限られたもの。）
- (4) 助成を受けようとする当該年度の市長が定める日までに助成事業の完了がなされる工事

（助成金の交付申請）

第7条 申請者は、助成金の交付を申請しようとする場合、崖地防災対策工事助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次の書類を添付して市長へ提出しなければならない。

- (1) 対策工事計画図面（案内図、現況図、改善計画図、構造図、構造詳細図、展開図、求積計算表等）
- (2) 法第6条1項に規定する確認を受けるものは工作物確認済証、盛土規制法第12条第1項に規定する許可を受けるものは許可通知書、都市計画法第29条第1項に規定する許可を受けるものは許可通知書、又は土砂法第7条第6項、若しくは第9条第8項に規定する指定の解除を受けるものは、土地形状の変更等に伴う土砂災害警戒区域等の指定の解除に関する要望書の受理通知等（写）
- (3) 第5条第1項における助成対象地の占有者等又は崖地の隣接土地所有者若しくは占有者等が申請する場合、同条第2項における所有者の中から選任された代表者が申請する場合、又は助成対象となる擁壁等が助成対象地以外の土地に設置される場合においては、土地使用承諾書。（第2号様式）

- (4) 第5条第3項における団体の管理者が申請する場合は、同項による集会の議決が確認できる議事録
- (5) 申請者が、この要綱に基づく助成金の手続きについて第三者に委任を行う場合は委任状（第3号様式）
- (6) 土地登記事項証明書（写）
- (7) 公図の写し（防災対策工事の位置を明示したもの）
- (8) 誓約書（第4号様式）
- (9) 見積書（写）

2者以上の市内事業者から徴収した税抜き金額がわかる様式の見積書
 市内事業者であることを証する書類の添付（横浜市有資格者名簿、登記簿等（写））なお、市内事業者とは、市内に本社があり、建設業法第3条第1項に適合しているものとする。

- (10) 現況の崖等の状況のわかる写真等
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請を行った申請者は、第9条第1項の規定により助成金の交付決定を受ける前に、助成対象工事の実施に係る施工業者との契約締結及び工事の着手をしてはならない。

（助成金の額）

第8条 助成金の予定額は、当該年度の予算の範囲内において、助成対象工事費の3分の1以内、助成対象となる擁壁等の垂直投影面積と下表のとおり市長が定める工法別単価により算出した額又は限度額 400 万円のうち最も少ない額とする。なお、擁壁工事における垂直投影面積の算定にあたっては、擁壁の底板上又は基礎上から背面土と擁壁が接する位置までの高さを用いるものとする。また、国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とする。

助成の対象となる擁壁築造工事及び待ち受け擁壁工事の垂直投影面積 1 平方メートル当り	110,000 円
助成の対象となる法枠工事の垂直投影面積 1 平方メートル当り	92,000 円
助成対象となる切土又は盛土工事 1 平方メートル当り	31,000 円

2 助成対象地を所有者等が共同して対策工事を行う場合の助成金の予定額は、各々の負担金額の3分の1以内、助成対象となる擁壁等の垂直投影面積と市長が定める工法別単価により算出した額に各々の負担割合を乗じて算出した額及び限

度額 400 万円のうち最も少ない額とする。なお、市長が定める工法別単価は前項に示すとおりとする。

- 3 前 2 項にかかわらず、即時避難指示対象区域等の崖地においては、前 2 項中の 3 分の 1 を 2 分の 1 に、400 万円を 600 万円と読み替えることとする。
- 4 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の助成金の予定額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(助成金の交付決定)

第 9 条 市長は、第 7 条第 1 項の申請を適当と認めたときは、前条に基づき速やかに助成金の交付を決定し、崖地防災対策工事助成金交付決定通知書（第 5 号様式。以下「交付決定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、第 7 条第 1 項の申請を不適當と認めたときは、交付しないことを決定し、速やかに崖地防災対策工事助成金不交付決定通知書（第 6 号様式）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(工事着手)

第 10 条 申請者は、前条第 1 項の交付決定通知を受けた後、助成対象工事の実施に係る施工業者と契約し、速やかに着手届（第 7 号様式）に当該工事の契約書（写）を添えて市長へ提出しなければならない。

(事業の内容変更及び状況報告)

第 11 条 申請者は、第 9 条第 1 項に定める交付決定通知後に第 7 条で交付申請した内容に変更が生じる場合（工期の短縮及び交付決定通知の条件とした期限までの工期延長を除く）、崖地防災対策工事助成金事業内容変更報告書（第 8 号様式）に変更内容が確認できる書類を添付して市長に報告し、指示を受けなければならない。

- 2 前項における変更が軽微と認められない場合、市長は申請者に対し、第 13 条第 1 項にもとづく交付申請の変更を指示するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めたときは、対策工事の施工状況に関し、申請者から報告を求めることができる。

(申請の取止め・取下げ)

第 12 条 申請者は、第 9 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定による通知等（以下「交付決定通知等」という。）を受けた場合において、その内容又は付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに申請の取止めをすることができる。

- 2 申請者が、交付決定通知等を受けた後、自己の都合等により工事を中止する場合は、申請の取止めを行うものとする。

- 3 申請者は、前2項の規定により申請の取止めを行うときには、速やかに当該交付決定通知等を添付の上、取止届（第9号の1様式）を市長へ提出しなければならない。
- 4 前3項の規定による申請の取止めがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。
- 5 申請者は、第9条の規定による通知を受ける前に、取下届（第9号の2様式）の提出により助成金の交付の申請取下げをすることができる。

（交付申請の変更）

- 第13条 申請者は、第11条第2項に基づく市長の指示があった場合は、崖地防災対策工事助成金交付申請書（変更）（第10号様式）を提出しなければならない。
- 2 前項に定める交付申請書は、特に市長がその期日を指定しない限り、第15条第1項の工事完了の報告時に提出するものとする。
 - 3 前項に規定する交付申請を行った申請者は、第14条第1項の規定により助成金の交付決定を受ける前に、交付金額の増額に係る助成対象工事の契約締結及び工事の着手をしてはならない。

（交付決定の変更）

- 第14条 市長は、前条第1項に基づき、期日を指定して崖地防災対策工事助成金交付申請書（変更）（第10号様式）の提出を受けた場合において、その変更内容を適当と認めたときは、崖地防災対策工事助成金交付決定通知書（変更）（第11号様式）により申請者に通知するものとする。なお、交付金額の増額は、当該年度予算の範囲内において承認するものとする。
- 2 市長は、前条第1項の交付申請の変更を不相当と認めたときは、崖地防災対策工事助成金不交付決定通知書（変更）（第12号様式）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（工事完了の報告）

- 第15条 申請者は、対策工事が完了したときは、速やかに完了報告書（第13号様式）に次の書類を添付して市長へ提出しなければならない。
- (1) 法第7条第5項、盛土規制法第17条第2項、都市計画法第36条第2項の検査済証、又は土砂法第7条第6項、若しくは第9条第8項の土砂災害警戒区域等の指定の解除の確認結果通知等（写）（ただし、市長が特に必要と認めた工事を除く。）
 - (2) 工事写真（施工前、施工後）
 - (3) 工事費用の精算書（写）（領収書（写）等）
 - (4) 契約書（変更）（写）（変更契約がない場合は不要）
 - (5) 新築住宅の建築工事請負契約書（写）、中間検査合格証（写）又は検査済証

(写) (道路等に面しない崖地において、交付申請時に被災想定家屋が存在しない場合及び申請後に建て替えを行う場合)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める完了報告書の提出期限は、交付決定通知を受けた年度の市長が定める日までとする。

(助成金額の確定)

第 16 条 市長は、前条の報告を適当と認めたときは、速やかに助成金額を確定し、崖地防災対策工事助成金額確定通知書（第 14 号様式。以下「額確定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。なお、前条の完了報告に合わせて第 13 条に基づく交付申請の変更が行われた場合は、崖地防災対策工事助成金額確定通知書（兼 崖地防災対策工事助成金交付決定通知書（変更））（第 15 号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 17 条 申請者は、助成金の交付を受けようとする場合、前条に定める額決定通知の受領後に、請求者として崖地防災対策工事助成金交付請求書（第 16 号様式。以下「請求書」という。）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を適当と認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

3 申請者が複数の場合については、連名で助成金の請求を行うものとする。なお、この場合は、請求書に委任状（助成金受領用）（第 14 号様式）を添付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 18 条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により対策工事の第 9 条第 1 項、第 14 条第 1 項又は第 16 条の規定による通知を受けたとき。

(2) 第 9 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による通知書の記載事項又はこれに付した条件に反したとき。

(3) 交付決定通知前に対策工事に着手したことが判明したとき。

(4) 第 11 条第 2 項又は第 3 項の市長の求めに従わないとき。

(5) 第 11 条第 1 項に基づく報告により申請者が変更した計画が、本要綱を満たさないことが明らかであるとき

(6) 法、盛土規制法又は都市計画法に違反していることが明らかなき。

(7) 急傾斜地法その他法令に違反していることが明らかなき。

2 前項の規定は、助成金を交付した後においても適用があるものとする。

3 市長は、交付決定を取消す場合、崖地防災対策工事助成金取消通知書（第 18 号様式）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止及び一般承継）

第 19 条 第 9 条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 16 条の規定による通知を受けた申請者は、決定された権利を第三者に譲渡してはならない。

2 前項の規定に関わらず、申請者が死亡した場合は、対策工事の契約を相続した個人が、助成金の承認及び決定された権利を承継することができる。

3 前項の規定により権利を承継し、申請者となる場合は、第 13 条第 1 項の崖地防災対策工事助成金交付申請書（変更）（第 10 号様式）に必要な書類を添付して市長へ提出しなければならない。

（助成金の返還）

第 20 条 市長は、第 18 条の規定により交付決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第 21 条 申請者は、第 18 条の規定による交付決定の取消しを受け、前条の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

3 申請者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 22 条 助成金の交付を受けて対策工事を行った土地は、助成金交付日より 10 年間、この要綱の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合はこの限りではない。

（維持管理等）

第 23 条 対策工事完了後の崖等の維持管理は、所有者等が適正に行うものとする。

(助成対象の特例)

第24条 第1条に定める目的を達成するため、崖崩れの発生又はそのおそれが高く、公共性、緊急性及び相当の危険性が認められ、かつ対策工事の実施が必要とされる状況にある崖地について、市長が特に認める場合は、第3条、第4条第1項第3号から第5号、第5条及び第6条の規定にかかわらず、助成対象とすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市崖地防災対策工事計画承認要綱(平成19年3月28日)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日 建建防 4919 号)

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 31 日 建建防 4518 号)

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日 建建防 3908 号)

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日 建建防 3826 号)

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 31 日 建建防 4176 号)

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日 建建防4249号）
（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。